

2020年2月19日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社関西みらい銀行

「マイナポイント事業」におけるキャッシュレス決済事業者の登録について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）と関西みらいフィナンシャルグループ傘下の関西みらい銀行（社長 菅 哲哉）は、2020年9月から実施予定の「マイナポイント事業」におけるキャッシュレス決済事業者として、本日登録されましたのでお知らせいたします。

当社グループが提供する「りそなウォレットサービス」等の利用に応じ、マイナポイントが付与される予定です。詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。

マイナポイント事業とは

マイナポイント^{※1}の活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として2020年度に実施する事業です。

※1 キャッシュレス決済事業者を通じて付与されるポイント等の総称

【マイナポイント事業の概要（予定）】

利用対象者	マイナンバーカードを取得し、かつマイキーID ^{※2} を設定した方 ※2 マイナンバーカードのICチップの中の電子証明書を活用してウェブ上で作成するIDです。マイキープラットフォームの各種サービスやマイナポイントの付与を行うために、本人を確認するキーとして必要になります。
マイナポイント取得・利用方法	① マイキープラットフォーム上でキャッシュレス決済サービスを一つ選択し、マイナポイントをお申込み ② 事業実施期間中に、当該決済サービスを利用（チャージまたは購入）した場合、利用額に応じてマイナポイントが付与される ③ 当該決済サービスが利用可能な店舗において、マイナポイントを利用
マイナポイント上限	5,000円相当（1ポイント＝1円相当、20,000円分のチャージまたは購入が上限）
マイナポイント付与率	25%
事業実施期間	2020年9月1日～2021年3月31日

以上